

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成25年度における健全化判断比率について、以下のとおり公表します。

単位：％

杉並区		早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	11.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
(3) 実質公債費比率	-5.8	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	—	350.0	

※ 「—」は、実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率がないことを表します。

(1) 実質赤字比率

- 趣旨 実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、赤字の深刻度を把握する指標です。
- 算出式 地方税、地方交付税等の一般税源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を、地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模の額で除したものです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\frac{-7,417,160}{103,944,831} \times 100 = -7.13$$

実質赤字額は、下表のとおりです。

単位：千円

会計	歳出決算額 ①	歳入決算額 ②	翌年度繰越額 ③	実質赤字額 (①-②+③)
一般会計	162,124,099	169,473,551	31,410	-7,318,042
中小企業勤労者福祉事業会計	61,982	161,100	0	-99,118
合計	162,186,081	169,634,651	31,410	-7,417,160

$$\text{標準財政規模} = \text{標準的収入} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

$$103,944,831 \quad 103,944,831 \quad 0$$

- 対象となる会計は、一般会計及び中小企業勤労者福祉事業会計です。平成25年度の決算では、これらの一般会計等に実質赤字はなく、従いまして、実質赤字比率はありません。なお、一般会計等の実質収支額は74億1,716万円の黒字であり、計算上の比率はマイナス7.13%となります。

(2) 連結実質赤字比率

- 趣旨 連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体として見た収支における資金の不足額の深刻度を把握する指標です。
- 算出式 地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して、当該団体一法人としての歳出に対する歳入の資金不足額を、その団体の一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模で除したものです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\frac{-10,552,410}{103,944,831} \times 100 = -10.15$$

連結実質赤字額は、下表のとおりです。

単位:千円

会 計	歳出決算額 ①	歳入決算額 ②	翌年度繰越額 ③	実質赤字額 (①-②+③)
一般会計等	162,186,081	169,634,651	31,410	-7,417,160
国民健康保険事業会計	52,237,417	53,724,324	0	-1,486,907
介護保険事業会計	34,329,405	35,519,362	0	-1,189,957
後期高齢者医療事業会計	11,577,359	12,035,745	0	-458,386
合 計	260,330,262	270,914,082	31,410	-10,552,410

- 対象となる会計は、一般会計等（一般会計及び中小企業勤労者福祉事業会計）のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計の各特別会計です。平成 25 年度の決算では、各会計とも実質赤字はなく、従いまして、連結実質赤字比率はありません。なお、連結の実質収支額は 105 億 5,241 万円の黒字であり、計算上の比率はマイナス 10.15%となります。

(3) 実質公債費比率

○ 趣旨 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。公債費や公債費に準じた経費は、削減したり先送りしたりできないものであり、また、こうした経費の増大は短期間で削減できるものではありません。この比率が高まると財政の弾力性が失われ、他の経費を削減しないと、収支が悪化し赤字団体に転落する可能性が高まります。

○ 算出式 地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（例えば、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものや一時借入金の利子など）をその団体の標準的な規模を示す標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年の平均値です。

実質公債費比率 (3カ年平均)	=	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
----------------------------	---	--

各年度の基礎数値は下表のとおりです。

単位:千円					
	$\frac{(\textcircled{1} + \textcircled{3} + \textcircled{5} + \textcircled{6}) - (\textcircled{8} + \textcircled{18})}{\textcircled{15} + \textcircled{17} - \textcircled{18}}$	×	100	=	
23年度	$\frac{(1,995,532+0+421,919+823,479) - (993+8,690,378)}{102,907,398+6,320,100-8,690,378}$			=	-5.42132 %
24年度	$\frac{(1,721,900+13,700+426,268+806,427) - (994+8,988,222)}{102,400,909+3,173,973-8,988,222}$			=	-6.23370 %
25年度	$\frac{(1,725,412+64,300+322,534+1,504,006) - (1,004+9,331,672)}{103,944,831+0-9,331,672}$			=	-6.04189 %
3カ年平均	$(-5.42132 + -6.23370 + -6.04189) \div 3$			=	-5.8 %

①元利償還金の額 ③満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの ⑤一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 ⑥公債費に準ずる債務負担行為に係るもの ⑧特定財源の額 ⑱算入公債費の額(総務大臣が定める額) ⑮標準税収入額等 ⑰臨時財政対策債発行可能額

○ 実質公債費比率は、マイナス 5.8%となり、早期健全化基準を大幅に下回りました。

(4) 将来負担比率

- 趣旨 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。前記(1)から(3)の指標は、それぞれ当該年度において解消すべき赤字の状況や公債費等の負担の状況を示す指標ですが、これだけでは将来の収支見通しなどの財政情報は十分には分かりません。このため、一般会計等が負担する地方債残高のみならず、例えば地方公社や損失補償を付した第3セクターの負債を含めた決算年度末時点における将来負担の程度を把握する指標が必要です。将来負担比率とは、言い換えれば、一般会計等が背負っている借金が一般会計等の標準的な年間収入の何年分かを示す指標です。
- 算出式 地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額(将来負担額)を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等(これを充当可能財源といいます。)を控除した上で、その団体の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額で除したものです。

将来負担比率	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------------	---	--

算出基礎は別表のとおりです。

総括表 将来負担比率の状況（平成25年度）

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額
20,811,219	14,848,981	0	1,519,688	29,974,530

(分母比) 22 16 2 32 (単位:千円)

設立法人の負債額等負担見込額	連結実質赤字額			組合等連結実質赤字額負担見込額
	地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等	
0	0	0	0	0

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
37,114,657	125,675	0	126,665,308

(分母比) 39 0 134

将来負担額 A	71	—	充当可能財源等 B	173	A - B	-102	将来負担比率(%)
67,154,418			163,905,640		-96,751,222		
=							
標準財政規模 C	110	—	算入公債費等の額 D	10	C - D	100	-102.2
103,944,831			9,331,672		94,613,159		

○ 一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため、将来負担比率はありません。なお、計算上の比率はマイナス 102.2%となります。

健全化判断比率の公表等

地方自治体は、毎年度、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの比率（これを「健全化判断比率」といいます。また、④将来負担比率を除いた①から③の3つの比率を「再生判断比率」といいます。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされました。

健全化判断比率の概要については、次のとおりです。

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への操出金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基準額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金